

調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会の開催について

平成 29 年 9 月 11 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 目的

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、現行の統計関係法制について、総合的に見直しを行うこととされていることを踏まえ、調査票情報等の利用、提供等に関する法制的な課題の整理に当たって学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として、「調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) オンサイト施設における調査票情報の提供の法的な位置付けについて
- (2) 一般の人が利用できる匿名データの在り方について
- (3) 統計作成等のための情報提供等の在り方について
- (4) その他

3 構成及び運営

- (1) 研究会は、政策統括官（統計基準担当）が主宰する。
- (2) 研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会に座長を置く。座長は、政策統括官（統計基準担当）があらかじめ指名するものとする。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4 庶務

研究会の庶務は、総務省統計改革実行推進室が行う。

(別紙)

「調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会」構成員等

(敬称略)

(構成員)

いとう 伊藤	しんすけ 伸介	中央大学経済学部教授
うが 宇賀	かつや 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
しょうじ 庄司	まさひこ 昌彦	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授／主任研究員
ひろまつ 廣松	たけし 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科客員教授
ふじわら 藤原	しずお 静雄	中央大学大学院法務研究科教授

(オブザーバー)

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣官房行政改革推進本部事務局

個人情報保護委員会事務局

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室

総務省統計局総務課